

令和5年度

第5回御船町議会定例会(9月会議)

議 案

令和5年9月7日(木)

令和5年度第5回御船町議会定例会（9月会議）議事日程

令和5年9月7日（木）午前10時開議

- | | | |
|-----|-----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 諸報告 | |
| | 1 諸般の報告 | |
| | 2 行政報告 | |
| 第 3 | 一般質問 | |
| 第 4 | 報告第 7 号 | 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第 5 | 報告第 8 号
【別冊】 | 専決処分の報告について |
| 第 6 | 認定第 1 号 | 令和4年度御船町一般会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第 7 | 認定第 2 号 | 令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第 8 | 認定第 3 号 | 令和4年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第 9 | 認定第 4 号 | 令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第10 | 認定第 5 号 | 令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第11 | 認定第 6 号 | 令和4年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第12 | 認定第 7 号 | 令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】 |

第 1 3	認定第 8 号	令和 4 年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について 【別冊】
第 1 4	議案第 1 4 号	御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 5	議案第 1 5 号	御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 6	議案第 1 6 号	御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 7	議案第 1 7 号	御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 8	議案第 1 8 号	御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 9	議案第 1 9 号	御船町中小企業等振興条例の制定について
第 2 0	議案第 2 0 号	御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 1	議案第 2 1 号	御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 2	議案第 2 2 号	工事請負契約の締結について
第 2 3	議案第 2 3 号	工事請負契約の締結について
第 2 4	議案第 2 4 号	工事請負契約の締結について
第 2 5	議案第 2 5 号	工事請負契約の締結について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 2 6 | 議案第 2 6 号 | 財産の取得について |
| 第 2 7 | 議案第 2 7 号 | 令和 5 年度御船町一般会計補正予算（第 6 号）について
【別冊】 |
| 第 2 8 | 議案第 2 8 号 | 令和 5 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
【別冊】 |
| 第 2 9 | 議案第 2 9 号 | 令和 5 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
【別冊】 |
| 第 3 0 | 議案第 3 0 号 | 令和 5 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
【別冊】 |
| 第 3 1 | 議案第 3 1 号 | 令和 5 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について
【別冊】 |
| 第 3 2 | 議案第 3 2 号 | 令和 5 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
【別冊】 |
| 第 3 3 | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度御船町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
【別冊】 |
| 第 3 4 | 同意第 2 号 | 御船町教育委員会の委員の任命について |
| 第 3 5 | 議員派遣について | |

報告第 7 号

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

御船町の財政健全化判断比率

%

区 分	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	なし	14.65	20.0
連結実質赤字比率	なし	19.65	30.0
実質公債費比率	13.5	25.0	35.0
将来負担比率	12.9	350.0	
公営企業会計の資金不足比率	水道事業会計、下水道事業特別会計及び緑の村運営事業特別会計のいずれも資金不足がないため「なし」	20.0	

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第6号 令和5年度御船町一般会計補正予算（第5号）について

議案第 14 号

御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 51 年条例第 29 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

民間事業者等が設置する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関する関係規定を整備するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

御船町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる印鑑登録者は、当該各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（1） 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の提供を受けた印鑑登録者 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この号において「個人番号カード」という。）を用いて、多機能端末機（個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（次号において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。次号において「移動端末設備」という。）を用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。次号において同じ。）に個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法

（2） 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の提供を受けた印鑑登録者

移動端末設備を用いて、多機能端末機に移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法

附 則

この条例は、令和５年１１月１日から施行する。

議案第 15 号

御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
御船町手数料条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

民間事業者等が設置する多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付に関する
手数料を定めるため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町手数料条例の一部を改正する条例

御船町手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「1通につき1,400円」を「1,400円」に改め、同条第10号中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加え、同条第15号中「300円」の次に「（多機能端末機（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。以下同じ。）による交付に係る場合にあつては、200円）」を加え、同条第17号及び第18号中「300円」の次に「（多機能端末機による交付に係る場合にあつては、200円）」を加える。

別表中「（別表第2）」を「（平成13年規則第24号）別表第2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

議案第 16 号

御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

こども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令(令和5年内閣府令第33号)が施行されたことに伴い本条例の規定を整理するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年条例第 26 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省
令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）が施行されたことに伴い本条例の規定を
整理するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
御船町保育所条例(昭和42年条例第12号)の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

保育所における入所の制限に関する規定を削除する等のため、本条例の一部を
改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町保育所条例の一部を改正する条例

御船町保育所条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（保育料）

第4条 教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）は、町長が法第27条第3項第2号又は法第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別に定める額を納付しなければならない。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

御船町中小企業等振興条例の制定について
御船町中小企業等振興条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

中小企業等が御船町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、施策を総合的に推進することにより中小企業等の成長等を図るため、本条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町中小企業等振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が御船町（以下「町」という。）における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関し、基本理念を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進することにより、中小企業等の成長及び持続的発展を図り、地域経済の活性化を実現し、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業等以外の企業 前2号以外の事業を営む者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であつて、町内に事務所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するよう努めるものとする。

- (1) 中小企業等による経営基盤の強化及び経営の革新を図るための創意工夫と自主的な努力が図られること。
- (2) 自然環境、地場産品、人材、技術、産業構造その他町が有する資源を

総合的に活用し、地域経済の循環が図られること。

(3) 中小企業等の経済的かつ社会的な環境変化への円滑な適応が図られること。

(4) 町及び関係機関が相互に連携し、町民の協力を得て中小企業等の振興を推進すること。

(施策の基本方針)

第4条 前条の基本理念に基づく施策の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 経営革新、事業承継及び人材確保などの中小企業等の経営基盤の安定及び強化

(2) 創業及び新たな事業の創出などの中小企業等の起業等の促進

(3) 中小企業等に関する情報の収集及び提供などによる中小企業等の育成支援

(4) 中小企業等における相互の連携及び関係機関との連携

(町の責務)

第5条 町は、前条に定める施策の基本方針に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 町は、中小企業等が地域経済の活性化に寄与していることについて、住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業等の役割)

第6条 中小企業等は、経済的かつ社会的な環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業等は、商工会への加入等による地域貢献及び地域経済の活性化に努めるものとする。

3 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小企業等の経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に積極的に取り組むとともに、町が行う施策の実施に協力するものとする。

(中小企業等以外の企業の役割)

第8条 中小企業等以外の企業は、本町の地域経済の活性化における中小企業等の振興の重要性を理解し、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業等以外の企業は、商工会への加入等による地域貢献及び地域経済の活性化に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の円滑な資金調達、経営の改善及び向上並びに町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第10条 町民は、中小企業等の振興が地域経済の活性化において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、発注する工事、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業等の受注の機会の確保を図るよう努めるものとする。

(中小企業等活性化会議)

第12条 中小企業等の振興に関する施策を推進するため、御船町中小企業等活性化会議（以下「活性化会議」という。）を置く。

2 活性化会議は、中小企業等の振興に関する施策について調査審議するとともに、中小企業等の振興に関して町長に提言することができる。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 総合計画審議会委員 デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議委員 空家等対策協議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 交通安全対策協議会委員 地域福祉計画策定委員会委員 介護保険運営協議会委員 介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員 男女共同参画社会推進会議委員 人権擁護審議会委員 民生・児童委員推薦会委員 地域密着型サービス運営協議会委員 地域包括支援センター運営協議会委員 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員 障害福祉計画策定委員会委員	日額 4,000円
--	-----------

公立保育園施設検討委員会委員 子ども・子育て会議委員 災害義援金配分委員会委員 健康づくり推進協議会委員 農業委員会委員選考委員 農業振興地域整備促進協議会委員 特産品認定審査委員会委員 都市計画審議会委員 水防協議会委員 水道事業経営戦略委員会委員 地域連携保全活動協議会委員 教育環境整備主要課題検討委員会委員 教育振興基本計画策定委員会委員 教育振興基本計画評価検証協議会委員 学校給食センター運営委員会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 カルチャーセンター運営審議会委員 図書館協議会委員 人権教育・啓発基本計画策定委員会委員 恐竜博物館協議会委員 文化財保護委員 土地改良事業施行評価換地委員	
--	--

」を「

御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員	日額 4,000円
--	-----------

総合計画審議会委員	
デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議委員	
空家等対策協議会委員	
防災会議委員	
国民保護協議会委員	
交通安全対策協議会委員	
地域福祉計画策定委員会委員	
介護保険運営協議会委員	
介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員	
男女共同参画社会推進会議委員	
人権擁護審議会委員	
民生・児童委員推薦会委員	
地域密着型サービス運営協議会委員	
地域包括支援センター運営協議会委員	
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員	
障害福祉計画策定委員会委員	
公立保育園施設検討委員会委員	
子ども・子育て会議委員	
災害義援金配分委員会委員	
健康づくり推進協議会委員	
農業委員会委員選考委員	
農業振興地域整備促進協議会委員	
特産品認定審査委員会委員	
中小企業等活性化会議委員	
都市計画審議会委員	
水防協議会委員	
水道事業経営戦略委員会委員	
地域連携保全活動協議会委員	

教育環境整備主要課題検討委員会委員	
教育振興基本計画策定委員会委員	
教育振興基本計画評価検証協議会委員	
学校給食センター運営委員会委員	
社会教育委員	
公民館運営審議会委員	
カルチャーセンター運営審議会委員	
図書館協議会委員	
人権教育・啓発基本計画策定委員会委員	
恐竜博物館協議会委員	
文化財保護委員	
土地改良事業施行評価換地委員	

」に改める。

(御船町附属機関設置条例の一部改正)

- 3 御船町附属機関設置条例（令和２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部特産品認定審査会の項の次に次のように加える。

中小企業等活性化会議	中小企業等の振興に関する施策を推進するため、中小企業等の振興に関する施策について調査審議する。
------------	---

議案第 20 号

御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
御船町営住宅管理条例（平成 9 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

国において定められた「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」
（平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 191 号国土交通省住宅局長通知）が令和
4 年 1 月 25 日に改正されたことに伴い、町営住宅に単身で入居することができ
る者の範囲を改めるため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例

御船町営住宅管理条例（平成9年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に見出しとして「（入居者の資格）」を付し、同条第1項中「、「高齢者等」」を「「高齢者等」」に改め、同条第2項第9号を次のように改める。

（9） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所をいう。）又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下エにおいて同じ。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律

第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
御船町公民館条例（昭和 39 年条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 7 日

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

公民館における利用の制限に関する規定を削除する等のため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町公民館条例の一部を改正する条例

御船町公民館条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第207号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「に規定する目的を達成するため」を「及び第24条の規定に基づいて」に改める。

第2条中「木倉1,168」を「木倉1168」に改める。

第4条第1項中「社会教育」を削り、同条第2項中「運営」を削り、「構成する」を「充てる」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 審議会の委員は12名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条を次のように改める。

（使用の許可）

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ御船町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、公民館の事業以外の事由により使用しようとする者に対しては、次に掲げる場合にその使用を許可できるものとする。

（1） 国、他の地方公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用に供するため必要と認められる場合

（2） 災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合

（3） 公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に使用させる場合

（4） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が公益上特に認める場合

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 公民館の運営上支障を生ずるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

4 教育委員会は、第1項の許可をするに当たっては、使用の目的、原状回復義務その他の公民館の管理上必要な使用条件を付することができる。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条ただし書を削り、同条を第7条とする。

第9条第1項ただし書を削り、同条第3項中「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第1号中「第6条第3項第1号」を「第5条第2項第1号」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2号中「第6条第4項」を「第5条第3項」に改め、同条第3号中「第6条第5項」を「第5条第4項」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第11条」を「第10条」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

別表中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

工事請負契約の締結について

団体営農地等災害復旧事業松向地区工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

団体営農地等災害復旧事業 松向 地区工事

2 工事理由

梅雨前線豪雨により被災した農業用水路を農地等災害復旧事業により復旧する。

3 工事場所 上益城郡山都町大字 島木 地内

4 契約金額 118,921,000 円

5 契約の相手方

住 所： 熊本県上益城郡御船町大字高木 4848 番地 1

商 号： 株式会社 やすらぎ住建

代表者： 代表取締役 井戸 勝明

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 23 号

工事請負契約の締結について

木倉小学校校舎増築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

木倉小学校校舎増築工事

2 工事理由

木倉小学校の児童数増加に伴い教室が不足するため、木倉小学校校舎増築工
事を実施する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 木倉 地内

4 契約金額 132,748,000 円

5 契約の相手方

住 所： 熊本県上益城郡御船町大字滝尾 351 番地

商 号： 有限会社 竹本総合建設

代表者： 代表取締役 竹本 直五

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 24 号

工事請負契約の締結について

御船小学校体育館屋根等改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

御船小学校体育館屋根等改修工事

2 工事理由

御船小学校体育館の屋根等が老朽化しているため、御船小学校体育館屋根等改修工事を実施する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 滝川 地内

4 契約金額 75,361,000円

5 契約の相手方

住 所： 熊本県上益城郡御船町大字高木 4848 番地 1

商 号： 株式会社 やすらぎ住建

代表者： 代表取締役 井戸 勝明

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号

工事請負契約の締結について

七滝社会教育センター解体工事（校舎・プール等）について、次のとおり請負契約を締結する。

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

七滝社会教育センター解体工事（校舎・プール等）

2 工事理由

熊本地震により、施設が甚大な被害を受けて利活用が困難なため、校舎及びプール等の解体工事を実施する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 七滝 地内

4 契約金額 55,931,700円

5 契約の相手方

住 所： 熊本県上益城郡御船町大字辺田見 895 番地 1

商 号： 有限会社 井本土木建設

代表者： 永田 裕一

（提案理由）

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号

財産の取得について

小型動力ポンプ積載車（第7分団第1班・第9分団第1班）について、次のとおり財産を取得する。

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

- 1 備品名 小型動力ポンプ積載車（2台）
- 2 納入場所 上益城郡御船町大字御船995番地1 御船町役場
- 3 契約金額 10,772,220円
- 4 契約の相手方
住 所 熊本県熊本市中央区神水2丁目10番1-105号
商 号 株式会社ニッケカスタム光輝
代表者 代表取締役 渋谷 明子

（提案理由）

動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第2号

御船町教育委員会の委員の任命について

御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
2 氏 名 田原 三容子（たはら みよこ）
3 生年月日 [REDACTED]

令和5年9月7日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

日程第 3 5 議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び御船町議会会議規則（平成 6 年議会規則第 1 号）第 122 条の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

項目	期日	場所	派遣の目的	派遣議員
御船町議会 先進地視察 研修	令和 5 年 10 月 4 日(水) ～ 令和 5 年 10 月 6 日(金)	群馬県 みなかみ町 長野県 小布施町 飯綱町	多様化する住民ニーズや社会情勢の変化などを背景に、議会が果たすべき役割はますます重要になっている。このことを踏まえ、議員の見聞を広めることで議会の活性化を図り、もって、住民福祉の向上に資することを目的とする。	全議員

令和 5 年 9 月 7 日

御船町議会